

学校法人泉州学園役員等の報酬及び費用の弁償
並びに退職慰労金に関する規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、学校法人泉州学園の報酬及び費用の弁償並びに退職慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この規程で役員とは、学校法人泉州学園寄付行為に定める理事及び監事をいう。

(報酬その他)

- 第 3 条 常勤の役員は有給とし、第 4 条にて示す。
- 2 非常勤役員は、原則として無報酬とする。
- 但し、非常勤役員と評議員、相談役には、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあった都度、交通費 1 万円を支給する。
- 3 理事長が特別に招聘した非常勤役員、評議員には理事長がその都度報酬(月額 30 万円以内)を定め支給する。

(俸 給)

- 第 4 条 常勤の役員の俸給は別表第 1 のとおりとする。

(賞 与)

- 第 5 条 常勤の役員の賞与は、近畿大学泉州高等学校給与規程を準用する。

(費用の弁償)

- 第 6 条 役員が、その業務を行うために必要な費用はこれ弁償する。
- 2 費用弁償の額は、近畿大学泉州高等学校旅費規程を準用する。

(退職慰労金)

- 第 7 条 役員がその職を離れたときは、退職慰労金を支給する。
- 2 常勤役員の退職慰労金の額は、別表第 2 より算出された金額とする。
- 3 非常勤役員が退任したときは、退任慰労金 5 万円を贈呈する。
- 第 8 条 法人が必要と認め招聘した役員顧問、学校長・本部事務局長、法人顧問及び事務長の雇用並びに報酬については、理事会の議を経て理事長が定める。
- 2 賞与、費用弁償及び退職慰労金については、本規程を準用する。

附 則

この規程は、平成5年12月1日から施行する。

一部改正 平成6年6月21日
 " 平成9年3月27日
 " 平成13年3月23日
 " 平成21年4月1日
 " 平成26年9月25日
 " 令和4年4月1日
 " 令和6年10月8日

別表第1（常勤の役員の報酬）

区 分	報酬月額（限度額）
理 事 長	700,000円
専 務 理 事	650,000円
理 事	300,000円

別表第2（常勤役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×1.5

上記の在任年数は1ヶ年単位とし端数は月割りとする。但し1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ。